

固定資産税の届出・申告

固定資産税は、毎年1月1日（12月31日までに変更したもの）現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。次に該当する場合は1月31日(金)までに必ず届出や申告をしてください。

①土地の利用状況を変更したとき

・農地から宅地、山林から雑種地、宅地から宅地以外などへ現況地目を変更した場合。

②家屋を新築・増改築したとき

・家屋とは住宅・店舗・倉庫・車庫などで、屋根と三方を囲う壁があり土地に定着した建造物をいいます。

③家屋を取り壊したとき

④納税義務者に変更があったとき

・所有者が亡くなり相続登記が済んでいない場合。
・未登記家屋の所有者が変更になった場合。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1461

※事業を営んでいる方

・事業のために使用する償却資産（構築物や機械・器具・備品）は申告する義務があります。

有効期限
迫る!!

～平成26年1月31日(金)まで

●長寿祝金などの「商品券」

「慶寿の祝い」でお配りした商品券です。お早めにご利用ください。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233

●がん検診推進事業（子宮頸がん・乳がん・大腸がん）無料クーポン

この時期は、毎年駆け込みの申し込みで大変込み合います。検診がお済みでない方は、お早めにご予約ください。

問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233



水道メーターの点検を！

ご家庭に引き込まれた水道管からの水漏れは気づきにくいものです。
無駄な出費を防ぐため、月に一度お調べください。

◆水漏れチェック方法

①宅内のすべての蛇口（水洗トイレも）を閉めます。

②水道メーターのパイロットの動きを見ます。

- ・止まっている……水漏れはありません。
- ・動いている……水道メーターから蛇口までのどこかで水漏れしています。

〈水道メーター〉

今回指示数



パイロット
(漏水がわかります)

※修理は、皆野・長瀬上下水道組合の指定給水装置工事業者へ依頼してください。

水道管凍結防止対策

凍結して破裂するおそれがあるのは、次のような場所です。

- 水道管がむきだしのところ
- 日当たりの悪いところ
- 風当たりの強いところ

※凍結防止用の電熱線がある場合には、電源をご確認ください。

問合せ 皆野・長瀬上下水道組合 ☎62-0554